

第5章 審判

（拒絶査定不服審判）

- 第46条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から3月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。
- 2 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる。

（補正却下決定不服審判）

- 第47条 第17条の2第1項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から3月以内に補正却下決定不服審判を請求することができる。ただし、第17条の3第1項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。
- 2 前条第2項の規定は、補正却下決定不服審判の請求に準用する。

（意匠登録無効審判）

- 第48条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

- 一 その意匠登録が第3条、第3条の2、第5条、第9条第1項若しくは第2項、第10条第6項、第15条第1項において準用する特許法第38条又は第68条第3項において準用する同法第25条の規定に違反してされたとき（その意匠登録が第15条第1項において準用する同法第38条の規定に違反してされた場合にあつては、第26条の2第1項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。）。
- 二 その意匠登録が条約に違反してされたとき。

第5章 審判

（拒絶査定に対する審判）

- 第44条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から3月以内に審判を請求することができる。
- 2 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができる。

（補正の却下の決定に対する審判）

- 第45条 第16条の2第1項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から3月以内に審判を請求することができる。ただし、第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

（商標登録の無効の審判）

- 第46条 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が2以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

- 一 その商標登録が第3条、第4条第1項、第7条の2第1項、第8条第1項、第2項若しくは第5項、第51条第2項（第52条の2第2項において準用する場合を含む。）、第53条第2項又は第77条第3項において準用する特許法第25条の規定に違反してされたとき。
- 二 その商標登録が条約に違反してされたとき。